

# 令和6年度市・県民税兼国民健康保険税申告 受付日程

収支内訳書や医療費控除の明細書は、自宅で作成してください。  
未完成の場合は受付をお断りすることがあります。

**申告期間** 令和6年2月15日(木)～令和6年3月15日(金) (土日祝日は除く)

- 都合がつかない場合は指定日以外の日でも申告を受け付けいたします。
- 2月26日(月) および3月5日(火)は事務整理日のため申告受付は行いません。ご了承ください。**
- 2月25日(日)は申告を受け付けます。受付時間は平日と同じです。**
- 申告期間終了後の対応について  
令和6年3月18日(月)～令和6年5月31日(金)の期間は、申告受付は行いませんのでご注意ください。  
期限後の申告は、6月3日(月)から税務課⑭窓口で行います。  
(確定申告については、3月16日(土)以降は那覇税務署またはe-Taxで申告してください。)

**受付時間** 8:30～11:00 (9:00から申告開始) 13:00～15:00 (13:15から申告開始)

※混雑状況によって、午前中に受付をしても午後のご案内となる場合があります。予めご了承ください。

**申告会場** 南城市役所 1階 大会議室

※混雑状況によって、入場を制限させていただく場合がありますが、QRコード付き番号札により会場の外でもスマートフォンで呼出確認ができます。会場内の混雑緩和にご協力をお願いします。

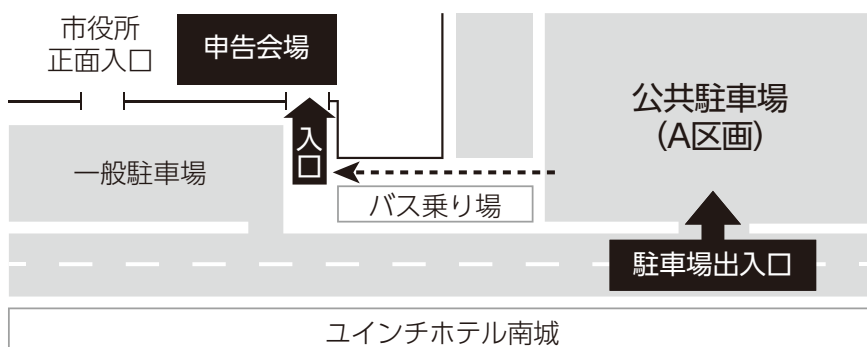
地区	指 定 日		行 政 区
佐敷	2月15日	(木)	新開・新開団地・新開第二団地・仲伊保団地
	2月16日	(金)	小谷・新里・兼久
	2月19日	(月)	津波古
	2月20日	(火)	佐敷・手登根・伊原・屋比久
	2月21日	(水)	外間・富祖崎・仲伊保・つきしろ
知念	2月22日	(木)	知名・海野・久原・安座真・久高
	<b>2月25日</b>	<b>(日)</b>	<b>南城市全地区 (平日に来庁できない方向けの日曜申告)</b>
	2月27日	(火)	知念・久手堅・具志堅・吉富・山里・志喜屋・知念団地
玉城	2月28日	(水)	親慶原・垣花・仲村渠・百名・新原・玉城・親慶原団地
	2月29日	(木)	中山・奥武・志堅原・堀川・富里・當山
	3月1日	(金)	屋嘉部・糸数・喜良原・前川
	3月4日	(月)	船越・愛地
大里	3月6日	(水)	西原・南風原・平良・嶺井・嶺井団地・古堅
	3月7日	(木)	福原・島袋・当間
	3月8日	(金)	仲程・高宮城・銭又・大里ニュータウン
	3月11日	(月)	大城・稲福・真境名・大里団地・大里第二団地
	3月12日	(火)	平川・大里グリーンタウン・第二大里グリーンタウン
全地区	3月13日	(水)	稲嶺・目取真・湧稲国
	<b>3月14日</b>	<b>(木)</b>	南城市全地区
	<b>3月15日</b>	<b>(金)</b>	

混雑予想日

混雑予想日

## 申告者専用駐車場について

- 庁舎西側公共駐車場に住民税申告専用駐車場を設けております。申告の際は専用駐車場のご利用をお願いします。



## マイナンバーカードとスマホで確定申告!

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から自宅で申告書の作成・送信ができます。ぜひご利用ください。





# わたしは市・県民税申告が必要？ ~フローチャートでお確かめください~

令和6年1月1日は、南城市に住民登録がありましたか？

いいえ

1月1日現在に住民登録があった市町村で申告してください。

はい

令和5年中(令和5年1月から令和5年12月まで)に収入はありましたか？  
※失業保険、遺族年金、障害年金、生活保護費等非課税所得のみ方は「いいえ」へ

いいえ

次の項目に当てはまる方は申告が必要です。  
・国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入者  
・児童扶養手当、就学援助等の申請者  
・所得、課税証明書が必要な方 など

これらに該当しない方または南城市在住の親族が扶養親族として申告している場合は申告不要です。

はい

次の項目に1つでも該当しますか？  
・税務署に令和5年分所得税の確定申告書を提出する。  
・1カ所の給与収入のみで、勤務先から南城市へ「給与支払報告書(年末調整済)」が提出されている。  
・収入は公的年金(400万円以下)のみである。

いいえ

南城市役所に市・県民税申告書を提出してください。

はい

南城市役所への市・県民税申告は不要です。  
ただし、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除など各種控除の追加・修正がある場合は申告してください。

## 南城市で申告受付できない方

1. 株式の譲渡や配当所得があった
2. 公共用地収用以外で不動産を売却した
3. 公共用地収用等により所得税を納める必要がある
4. 1,000万円を超える事業収入や不動産収入がある
5. 消費税の申告をする
6. 住宅借入金特別控除を初めて申告する
7. 青色申告をする
8. 準確定申告をする

上記の場合は、税務署で確定申告が必要です。

■申告会場 浦添市産業振興センター 結の街

■お問合せ 那覇税務署 TEL 8 6 7 - 3 1 0 1

## 大事なお知らせ (申告会場に来る前の準備)

### 医療費控除を申告する方

税制改正により領収書の添付・提示は不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」添付が必須となりました。事前に作成し、持参してください。(※領収書は5年間保管してください)

### 事業所得を申告する方

帳簿を作成するなどして、売上や経費を計算してからお越してください。領収書は項目ごとに分けて確認しやすいよう整理して持参してください。

記帳・帳簿書類の保存がない場合や収入金額が僅少など事業所得と認められる事実がない場合、その所得が「雑所得」に該当するものとして申告受付する場合があります。【所得税基本通達 35-2(業務に係る雑所得の例示)より】

### 申告書発送について

申告書は、主に前年度本市で申告をした方に2月初旬頃発送予定です。届かない方も申告が必要な場合があります。申告書は申告会場でも準備していますが、事前に必要な方は2月以降に市ホームページから印刷してご利用いただくか、税務課へご連絡ください。